理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スペースふう(以下「この法人」という。)の定款 第32条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の 適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

- 第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のと おりとする。
- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に 報告する。

(副理事長)

- 第5条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会 に報告する。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。(令和3年3月25日理事会決議)

(別表) 理事の職務権限

	決裁権者	
	理事長	副理事長
	◎この法人を代表し、そ	◎理事長を補佐し、この
	の業務を総理	法人の業務を執行
	◎理事会を招集し、議長	◎理事長の事故時等の職
	としてこれを主宰	務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	0	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	0	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する	0	
こと		
重要な使用人以外の者の任用に関すること	0	
規程案の作成に関すること	0	
国外出張に関すること	0	
国内出張(役員、重要な使用人)に関するこ	0	
٤		
支出に関すること		
1 件 100 万円以上	0	
1 件 100 万円未満		0
セミナー等事業の実施に関すること		0
職員の教育・研修に関すること		0
渉外に関すること		0
福利厚生(役員含む)に関すること		0
コンプライアンスに関すること		0
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	0	
重要なもの		0
比較的重要なもの		0
一般事務連絡		0

(注)上記にかかわらず、副理事長の不在時等、副理事長がその決裁権限を行使できない場合において、理事長が副理事長に代わり決裁を行うことは差し支えない